

# 大学における与信管理の授業（シラバス）

2019/1/3 高市幸男

「与信管理」は一般的に知られておらず、授業を実施している大学は極めて少ない。

その理由は、

①与信という用語は、元々金融機関が融資先に対して「信用を供与する」を略して「与信」と表現していた。これが一般企業の販売先に対する売上債権について用いられるようになったが、まだ一般企業への浸透が十分進んでいないのである。

②与信管理業務について、金融機関は自社のノウハウとして蓄積するだけで、積極的に外部に公表することはなかった。これは、決算書等の入手で一般企業とは全く違った特殊な環境にあること、守秘義務を重んずる業種柄当然のことと言える。一方、一般企業の多くは自社で独自の管理手法を開発し、独自で運営し、敢えて外部に公表することはなかった。なぜなら、与信は業種や業態、業容、置かれた立場によって区々であり、一企業では一般的・普遍的な管理手法として形成し得なかったからである。

③唯一、商社は与信管理部や信用管理部、審査部などの専門部署を持ち、極めて多くの債権を管理することによって、研究のレベルを高め、一般的・普遍的と言えるだけの管理手法を構築していた。そして、その部員または出身者が、その管理手法を著書等出版物で公表するようになった。これが我が国に「与信管理」という用語を知らしめることになったのである。しかし、大学教育にまで浸透させるには力不足であった。

④与信管理の研究領域は、販売管理と財務管理にまたがり、その深度は深く、大学4年間の授業では経営学部でもなかなか到達できるものではない。また、リスクの把握および評価に於いては、政治、経済、法律、経営、会計、財務分析、商品知識、科学技術、業界の特徴・動向、商・金融取引、景気動向、など極めて幅広い知識が必要とされる。さらに実務経験に基づく経験と勘に頼るところが大きいため、実務経験のない教授には荷が重く、授業のできる教授は極少数に限られる。このため全国的に「与信管理」の授業を持つ大学はごく僅かに止まっているのである。

授業が実施されている場合においても、その内容、カリキュラムはバラバラであり、一貫性がなく、体系付けされていない、偏ったものが見られる。何故なら、教授自身、体系的にまとめられた正規の授業を受けておらず、自分の経験と研究に基づいているためであり、更に、参考となるシラバスの公開も殆どないからである。

リスクマネジメントは、リスクの多様化や特殊化、巨大化、ヒステリック化、不祥事の多発もあって、社会的要請が大きく高まっており、企業経営に於いて極めて重要な地位を占めている。今や、企業経営者のみならずビジネスマンにとっても必須の知識となっている。

企業を取り巻くリスクの中でも、殆どの企業が、身近な、日常のリスクとして認識しているのが「取引・信用リスク」である。この「取引・信用リスク」を管理するリスクマネジメントが「与信管理」である。個別企業において、与信管理の出来・不出来が企業の死活問題になる事件が多く発生している。また、円滑な企業間取引、企業間信用の形成によって、当該企業だけでなく、産業、日本経済の発展に大きな貢献をしており、その重要性は十分認識できる筈である。

よって、経営者及びビジネスマンにとって必須の知識となっている「リスクマネジメント」、その中でも特に重視すべき「与信管理」を、企業に就職する前の大学に於いて、学ぶことの必要性・重要性が認識できるのである。

以上から、「大学における与信管理の授業（シラバス）」について検討した。

与信管理（取引・信用リスクマネジメント）のシラバス		
学部3～4年または大学院対象、専門選択科目 各90分、全15回、講義形式		
回数	項目	授業内容
第1回	オリエンテーション 与信管理の基礎知識	教師紹介、授業の狙い・目標・仕方、参考資料 与信とは、狭義の与信と広義の与信、信用と与信の違い、与信管理とリスクマネジメント
第2回	リスクマネジメントの基礎知識①	リスクマネジメントとは、リスクマネジメントの法的背景（会社法、商法、金融商品取引法、J-SOX法、証券取引所規則）、規格（COSO-ERM、ISO 31000）、社会的要請（内部統制、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、CSR）
第3回	リスクマネジメントの基礎知識② （与信リスクの場合）	リスクマネジメントプロセス（マネジメントポリシー、組織、リスク処理フロー、PDCA）
第4回	与信リスクの発見・認識①	全ての取引先におけるリスクの把握、6つの危ない会社（ハイリスクカンパニー）、危ない取引、横領・背任 企業倒産 定義、原因、件数の推移、規模・業種・原因別件数の推移、主な倒産
第5回	与信リスクの発見・認識②	信用調査 収集する情報項目、信用調査の方法（内部・外部情報の収集、信用調査会社の利用）
第6回	与信リスクの発生度評価①	定性分析 人・物・金・情報・外部環境の評価
第7回	与信リスクの発生度評価②	定量分析① 財務分析、キャッシュフロー分析、倒産予測モデル
第8回	与信リスクの発生度評価③ 与信リスクの損害度評価	定量分析② 6大資金繰り悪化原因（焦げ付き・資金負担・借入金・減収・赤字・担保余力）の評価 与信リスクの損害度評価、リスクマップの作成
第9回	与信リスクの対応策① リスク・コントロール①	回避 取引の停止・中止 予防 与信管理制度、与信管理教育、定期点検の実施、信用調査の実施、信用調査報告書の活用、 通常債権の管理 分散 取引額の小さく化、取引先の多数化、取引額偏向の是正、下請け業者の利用、免責約款の締結 結合 価格協定、取引協定、技術協定、生産制限、競争制限（シンジケート、プール、カルテル、 トラスト、コングロマリット） 転換 事業、商品、業態の転換
第10回	与信リスクの対応策② リスク・コントロール②	制限① 与信限度の機能・役割、与信限度の種類、従来の与信限度額の計算方法、与信限度額の計算フロー
第11回	与信リスクの対応策③ リスク・コントロール③	制限② 与信限度額の計算（自社売掛能力・取引先支払能力の計算、与信限度額の計算、最大債権額の計算）
第12回	与信リスクの対応策④ リスク・コントロール④	制限③ 売買取引基本契約書 軽減 回収サイトの短縮、現金回収への変更、手形回収への変更、取引の縮小、特別取引約款の使用、 保証金、担保設定、連帯保証人、債権譲渡担保、在庫融資取引 援助 人材派遣、支払猶予、手形ジャンプ、貸付金、株式の保有
第13回	与信リスクの対応策⑤ リスク・ファイナンス リスクの決着 与信リスク対応策の選択	転嫁 取引信用保険、共済、基金、グループ取引信用保険、ファクタリング、債権保証サービス、 債権回収代行サービス、デリバティブ、相殺取引、三角相殺、ヘッジ取引 保有 貸倒引当金、修繕引当金、海外投資損失準備金、価格変動準備金、任意積立金、偶発債務積立金、 キャプティブ 決着 不良債権の回収（内容証明郵便、支払督促、少額訴訟、裁判、担保権の実行、競売）、 損害賠償請求、破産宣告申立 リスク対応策選択のポイント・方法、リスクマップの利用
第14回	受信リスクの認識と対応	受信リスクとは、受信リスクの対応（債務管理、情報開示、受信限度）
第15回	まとめ、復習	第1回～第14回のまとめ、総復習